



昭和二十三年二月十七日 火曜日
第千八百八十三號

本書ノ大半サハ國定規格A列5

訓令

鳥取縣訓令甲第三號

各公立中等學校長

昭和二十二年三月二十九日法律第二十六號學校教育法により別に辭令を用いない場合は四月一日付を以て現在勤務する學校の併設中學校の校長に兼任せられたるものとする。

昭和二十三年二月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

鳥取縣告示第五十六號

鳥取縣食料品需給調整委員會規程を次のように定める
昭和二十三年二月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣食料品需給調整委員會規程

第一條 鳥取縣食料品需給調整委員會（以下單に委員會という）は農林省令みそ、しょうゆ、アミノ酸需給調整規則、砂糖需給調整規則、罐詰需給調整規則、油糧需給調整規則の規定に基く鳥取縣知事の諮問に應じこの規則による生産業者（罐詰、油糧は除く）卸賣業者並に小賣業者（油糧については食用油脂の小賣業者とする）の登録、原材料の割當、配分、消費部門別割當數量に關する事項について調査審議するものとする

第二條 委員會は鳥取縣にこれを置き縣廳商工課内に事務所を置く

委員會は鳥取縣知事の監督に屬する

第三條 委員會は會長一名及び委員三五名以内でこれを組織する

00819

特別の事項を調査審議するため必要がある場合において
は委員會に臨時委員を置くことができる
會長は鳥取縣知事を以てこれに充て委員及び臨時委員
は次に掲げる者の中から鳥取縣知事がこれを委嘱する

- 一、關係各廳の官公吏
- 二、學識經驗者
- 三、食料品關係の製造、卸及び小賣業者
- 四、消費者

第四條 委員會の所掌事項を分掌させるため必要がある場
合において委員會に部會を置くことができる
部會に部會長を置き會長の指名する委員がこれに當る
第五條 會長は會務を總理する
會長事故あるときは會長の指名する委員が會長の職務
を代理する

第六條 委員會に幹事を置き會長がこれを命ずる
幹事は會長の指揮を受け庶務を整理する

第七條 委員會に書記を置き會長がこれを命ずる
書記は上司の命を受け庶務に當る

第八條 前各條に規定するもの、外委員會の運用に關し
必要な事項は會長がこれを定める

附 則
この規程は公布の日からこれを施行する

鳥取縣告示第五十七號
助産婦名簿に次の者を登録した
昭和二十三年二月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 石川縣鹿島郡能登部町字能登部下一二三
現住所及び開業地 東伯郡中北條村大字國坂六三二
昭和二十三年二月十三日第一二四九號

谷 口 ミ サ ヲ
大正七年五月十五日生
本籍地 鹿兒島縣大島郡鎮西村大字諸鈍百拾壹番戶
現住所及び開業地 八頭郡用瀬町大字用瀬二百拾四番地
昭和二十三年二月十三日第一二五〇號

平 谷 大正二年五月三十日生

03320

41800

13900

鳥取縣告示第五十八號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した

昭和二十三年二月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍 八頭郡智頭町大字智頭二〇六七ノ二
現本籍 八頭郡用瀬町大字用瀬四八〇番地ノ一
昭和二十二年十二月二十六日婚姻により前姓
「扶持本」を「宮本」に並びに本籍地變更に
より助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十三
年二月十三日訂正

宮 本 と く
大正七年六月十九日生

鳥取縣告示第五十九號

次の墓地は今回改葬するに際して縁故者不明のものがあ
るから有縁者は直接墓地管理者まで申出せられたい旨岡
山市長より照會があつた
なお期日までに申出のないときは管理者において適當に
處置せられたい

昭和二十三年二月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、墓地所在地

岡山市山崎町	寶仙寺	岡山市濱田町	報恩寺
同	本行寺	同	仁王町 超勝寺
同	難波町 光明寺	同	山科町 本願寺
同	同	同	船頭町 妙勝寺
同	富田町 安禪寺	同	小原町 光清寺
同	丸龜町 養林寺	同	妙福寺
同	新道 管能寺	同	小橋町 國清寺
同	間日屋敷 三反寺	同	清泰院

二、墓地管理者 岡山市長
三、届出期日 昭和二十三年四月三十日

鳥取縣告示第六十號

食糧管理法第十三條の規定による職務の執行に關する證
票を左の通り交付した
從來交付せるものはこの告示と同時に無効とす
昭和二十三年二月十七日

00821

記

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

證券番號 勤務所 官 職 氏 名 交付年月日

一	經濟部農務課	鳥取縣技師	小野田千廣	昭和二十三年二月十三日
二	同	同	西尾 謙雄	同
三	同	同	佐々木信男	同
四	同	鳥取縣主事	安引 義雄	同
五	同	鳥取縣技師	尾田 爲之	同
六	同	同	福政 實	同
七	同	同	西尾 呂次	同
八	岩美地方事務所	同	中井 護郎	同
九	同	同	鷺原 俊一	同
一〇	同	鳥取縣主事	霜村 一雄	同
一一	八頭地方事務所	鳥取縣技師	青木 正美	同
一二	同	同	窪田 春宗	同
一三	同	同	前田 義美	同
一四	氣高地方事務所	同	田中 久藏	同
一五	同	同	同	同

鳥取縣告示第六十一號

動力糶摺業免許證を次の者に對し下附した

昭和二十三年二月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一六	同	鳥取縣主事	田中 敏夫	同
一七	東伯地方事務所	鳥取縣技師	山根 保	同
一八	同	同	高倉 芳治	同
一九	同	鳥取縣主事	石鹿 疆	同
二〇	西伯地方事務所	鳥取縣技師	山本 春信	同
二一	同	同	八木 唯義	同
二二	同	鳥取縣主事	高見 冷藏	同
二三	日野地方事務所	鳥取縣技師	梅林 壽次	同
二四	同	同	古川 幹夫	同
二五	同	鳥取縣主事	杉原 忠夫	同

免許證番號

住 所	氏 名	生年月日
東伯郡上中山村	森田長造	明治三十三年十月十二日
大字羽田井一五二	同	同

00822

鳥取縣告示第六十二號

昭和二十三年二月二十六日行う境特別都市計畫復興土地區劃整理委員の選舉人名簿について昭和二十三年二月十四日左の者の申立を正當と決定し選舉人名簿に追加登載した

昭和二十三年二月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

土地所有者の部	西伯郡境町末廣町五〇	門永仙三郎
同	余子村字中野	澤本金太郎
同	境町	足立民一郎
同	米子市桃町一丁目	岡空 トモ
同	西伯郡境町末廣町五〇	門永 房雄
借地権者の部	西伯郡境町京町六九	木村 重正

區劃整理委員選舉の選舉人名簿について昭和二十三年二月十六日左の者の申立を正當と決定し選舉人名簿に追加登載した

昭和二十三年二月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

土地所有者の部	西伯郡境町京町	由木 敏雄
同	榮町二八	植田 武雄
借地権者の部	大阪府中河内郡玉川町字西岩田二六八	西村 朝子

鳥取縣告示第六十三號

昭和二十三年二月二十六日行う境特別都市計畫復興土地